

## 社会福祉法人芳賀町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

### (報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

(1) 会長	年額	360,000円
(2) 副会長	年額	8,000円
(3) 理事	年額	5,000円
(4) 監事	年額	5,000円
(5) 評議員	年額	3,000円

### (費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会、評議員会及び監査に出席した時は、日当として1,000円を支給する。

### (旅費)

第5条 役員等の旅費については、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 会長報酬については、6月、12月の職員期末手当支給日と同日に支給する。
- (2) 会長以外の役員等の報酬については、年度内最終会議開催日に支給する。
- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附則

この規程は、平成13年3月29日から施行する。

平成18年	3月24日	一部改正
平成19年	3月27日	〃
平成24年	7月1日	〃
平成29年	6月23日	〃